

企画 4 - 1

許認可等の内容	分担金の分割納付の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例第 5 条第 1 項		
担 当 課	デジタル戦略課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	7 日	設 立 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 分担金の分割納付の承認は、条例第 5 条第 1 項ただし書の規定により特別の事由があると認められるかどうかについて審査し、決定する。 ここで、「特別の事由」とは、震災、風水害、火災その他これらに類する災害等により、著しい損害を受けた等の事由により分担金を一時に支払うことが困難である場合をいい、これらに該当するかどうかについては、個々のケースに応じて判断することとする。			

企画 4 - 2

許認可等の内容	分担金の徴収の延期等		
根拠法令及び条項	鳥取市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例第 6 条第 1 項		
担 当 課	デジタル戦略課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 分担金の徴収の延期又は減免は、条例第 6 条第 1 項の規定により災害その他の事由により必要があると認められるかどうかについて審査し、決定する。 ここで、「災害その他の事由」とは、震災、風水害、火災その他これらに類する災害等により、著しい損害を受けた等の事由により分担金を支払うことが困難である場合をいい、これらに該当するかどうかについては、個々のケースに応じて判断することとする。			